

香川県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年2月23日

香川県知事 真鍋武紀

香川県条例第1号

香川県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例

香川県緊急雇用創出基金条例（平成21年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 県内の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、緊急雇用対策として、一時的な雇用及び就業の機会の創出効果が高い事業並びに生活及び就労に関する相談 <u>並びに住宅の確保</u> を支援する事業を円滑に実施するため、香川県緊急雇用創出基金（以下「基金」という。）を設置する。	(設置) 第1条 県内の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、緊急雇用対策として、一時的な雇用及び就業の機会の創出効果が高い事業並びに生活及び就労に関する相談を支援する事業を円滑に実施するため、香川県緊急雇用創出基金（以下「基金」という。）を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。